金 沢 市 の
都 市 景 観 施 策

景観的取り組み（初期）

・昭和39年（1964年）4月

長町武家屋敷群区域内の
土塀、門等の修復・新設事業制度の創設

・昭和43年（1968年）4月

金沢市伝統環境保存条例制定（旧条例）

伝統環境保存区域の指定
区域内行為の届出
助成制度

様々な景観関連条例の制定

制定年		条例名
昭和43年	1963	金沢市伝統環境保存条例
平成 元年	1989	金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例 （市景観条例）
平成 6年	1994	こまちなみ保存条例
平成 7年	1995	屋外広告物条例
平成 8年	1996	用水保全条例
平成 9年	1997	斜面緑地保全条例
平成12年	2000	まちづくり条例
平成14年	2002	寺社風景保全条例
平成15年	2003	景観条例の一部改正（眺望景観の保全）
平成17年	2005	沿道景観形成条例、夜間景観形成条例

金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例

略称：金沢市景観条例

- **区域の指定**
  - ○ 伝統環境保存区域
  - ○ 近代的都市景観創出区域
- **景観形成基準**
  - 建築物、建築敷地、公共空間
- **眺望景観の保全**
- **都市景観審議会**
- **指定保存対象物の指定**
- **行為の届出**
  - 助言、指導、勧告
- **助成制度**

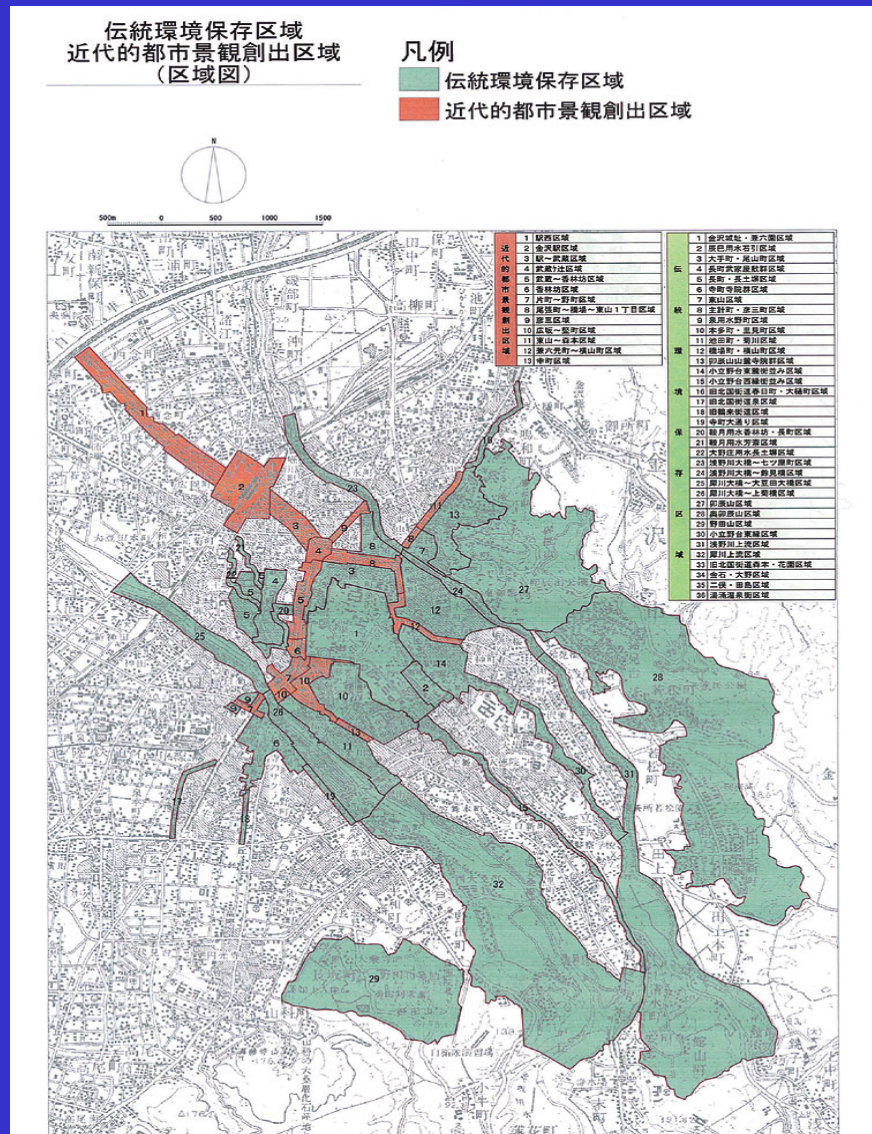

伝統環境保存区域

- 伝統環境とは

  樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然景観とこれに包蔵された歴史的建造物、遺跡およびこれらと一体をなして形成される市民の環境をいう。

36区域

1，885．9ha

近代的都市景観創出区域

- 近代的都市景観とは

  伝統環境との調和を保ちながら、
  近代的都市機能と一体をなして
  形成される市民の環境をいう。

１３区域

１５４．４ha

金沢駅
武蔵ケ辻
東山地区
香林坊
金沢城
兼六園
長町地区
金沢市役所
片町
犀川大橋
犀川
寺町地区
金沢の都心

景観形成基準

景観形成基準

（1）伝統環境保存区域

項目＼区域		1　金沢城址・兼六園区域	2　辰巳用水石引区域	3　大手町・尾山町区域
建築物等	共通事項	歴史的遺構・自然風致との調和に配慮し、金沢の行政･文化ゾーンにふさわしい風格と魅力のある景観形成を図る。	小立野台地の緑や隣接する金沢城址周辺の歴史的雰囲気と調和した景観形成を図る。	金沢城址および小立野台地の緑のスカイラインを確保し、落ち着きと風格のある景観形成を図る。
	位　置	周辺の街並みとの調和を図る。	周辺の街並みとの調和を図る。	金沢城址の眺望確保のため建物配置を工夫する。
	高　さ	高さ基準図に定めるところにより１５m、１２mまたは８m以下	高さ基準図に定めるところにより31mまたは15m以下	高さ基準図に定めるところにより３１m、２０mまたは１５m以下
	形　態	上部の形態を整え、調和のとれた都市空間を形成する。	上部の形態を整え、調和のとれた都市空間を形成する。	上部の形態を整え、調和のとれた都市空間を形成する。
	色　彩	周辺の自然に融和する色彩とする。	街並みと調和した色彩とする。	街並みと調和した色彩とする。
	広告物	周辺の街並みとの調和を図る。	周辺の街並みとの調和を図る。	周辺の街並みとの調和を図る。
	設　備	見えがかりに充分配慮し、建築物本体との調和を保つよう工夫する。	見えがかりに充分配慮し、建築物本体との調和を保つよう工夫する。	見えがかりに充分配慮し、建築物本体との調和を保つよう工夫する。
	駐車場	外部から直接見えないよう工夫する。	外部から直接見えないよう工夫する。	外部から直接見えないよう工夫する。
	その他			
建築敷地等	共通事項	金沢城址および兼六園と連続・調和するゆとりのある景観形成を図る。	辰巳用水に沿った歴史的雰囲気の景観形成を図る。	金沢城址の見通しを確保するとともに金沢城址との一体的な景観形成を図る。
	緑　化	既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める。	既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める。	既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める。
	垣・さく	周辺の街並みとの調和を図る。	既存の土塀を保全し、できるだけ土塀の設置に努める。	既存の土塀を保全し、できるだけ土塀の設置に努める。
	その他			
公共空間		景観形成に先導的役割を果たす区域として、歴史的雰囲気の演出に配慮し、積極的な景観形成を図る。	辰巳用水や兼六園が持つ歴史的雰囲気を生かし、小立野通りを軸にした景観形成を図る。	金沢城址周辺の歴史的雰囲気と調和した景観形成を図る。

景観条例指定区域
高さ基準図

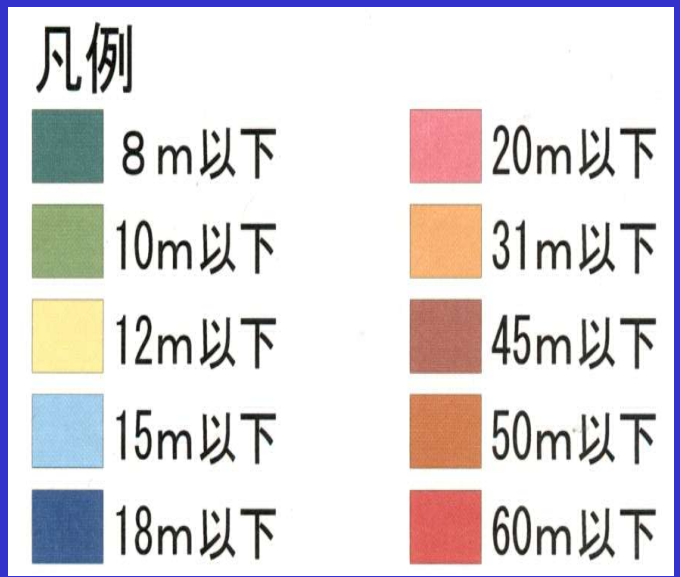

H17　高度地区（都市計画）決定

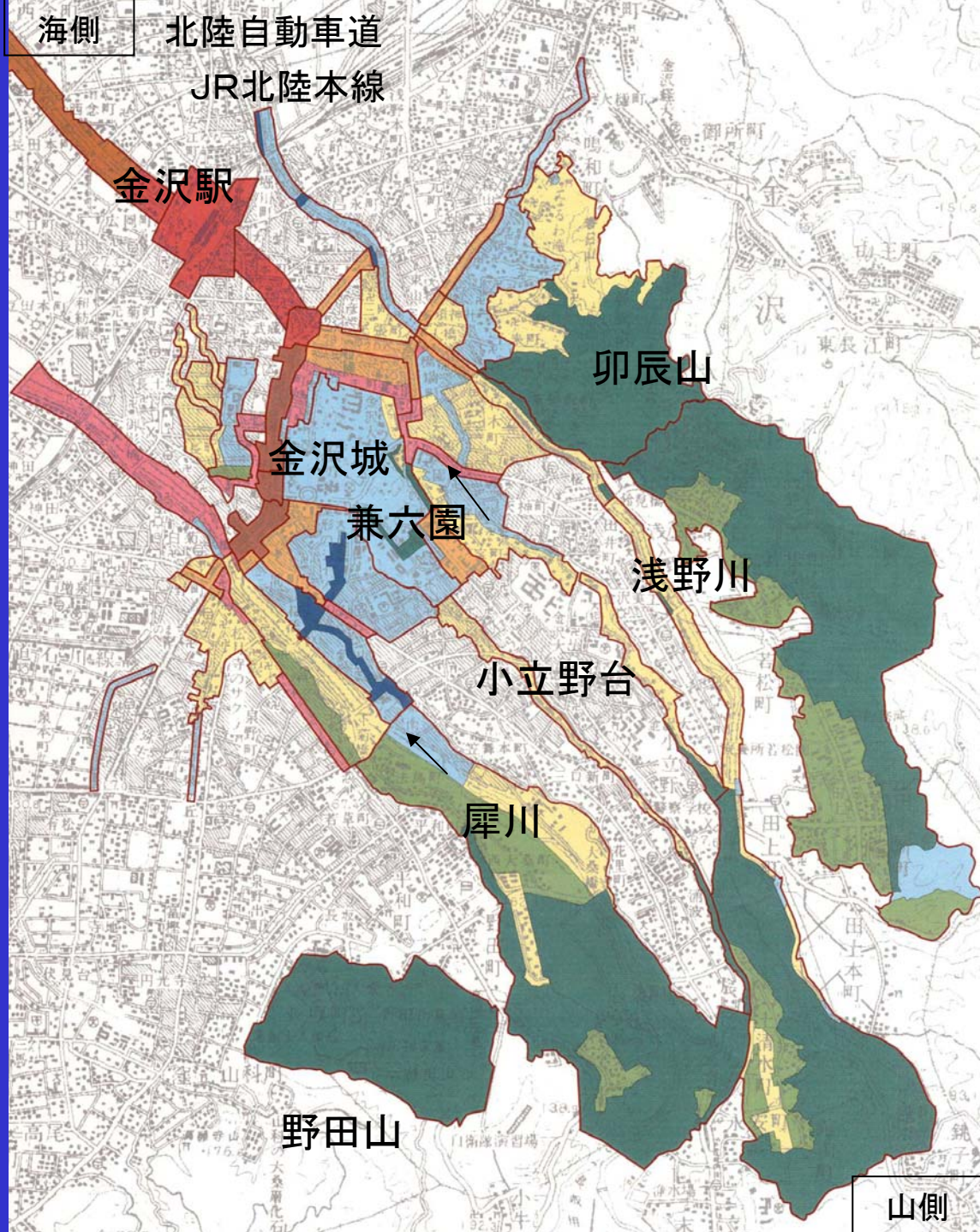

届出の流れ

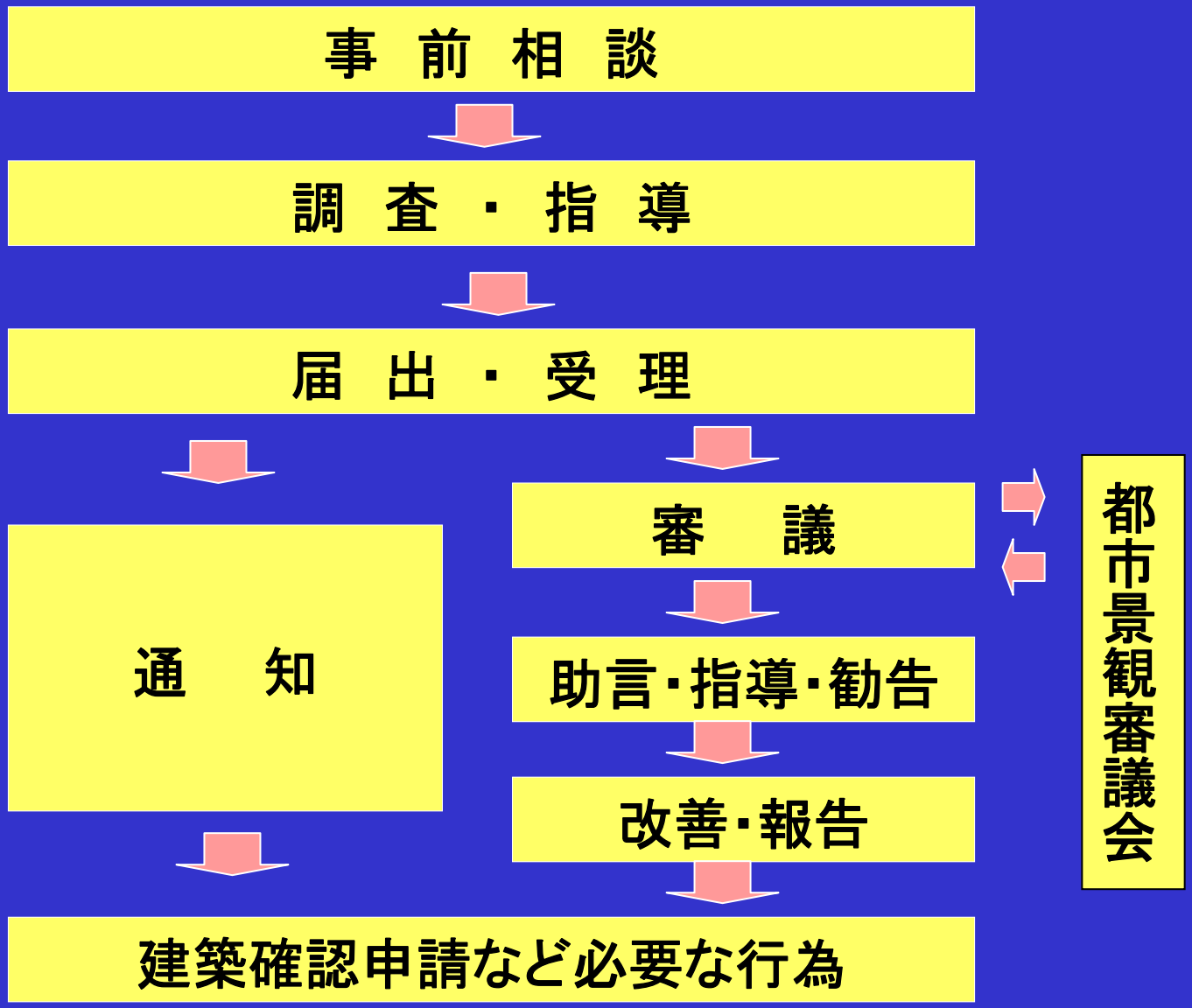

眺望景観保全のための施策

平成15年3月　景観条例の改正

・保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定
・眺望景観保全基準に基づく誘導
・事前協議制度

◎眺望点選定の評価基準

視点

◆公共性
◆歴史性
◆心象性
◆観光性

対象

◆緑のまとまりと連なり
◆自然の広がり
◆歴史・伝統・文化特性（近代性）

眺望景観保全区域

番号	眺望点名
①	浅野川大橋上流側
②	主計町
③-1	ひがし茶屋街A
③-2	ひがし茶屋街B
④	犀川大橋上流側
⑤	兼六園眺望台
⑥-1	金沢城公園丑寅櫓跡
⑥-2	金沢城公園辰巳櫓跡

番号	区域名
1	浅野川大橋上流側区域
2	主計町区域
3-1	ひがし茶屋街A区域
3-2	ひがし茶屋街B区域
4	犀川大橋上流側区域
5	兼六園眺望台区域
6-1	金沢城公園丑寅櫓跡区域
6-2	金沢城公園辰巳櫓跡区域

①　浅野川大橋･上流側

保全眺望点位置

①　浅野川大橋･上流側　　保全方針

浅野川の清流や河畔の親水空間、緑豊かな卯辰山などの情緒ある落ち着いた景観とともに戸室山への遠望景観を保全する。

浅野川 ③

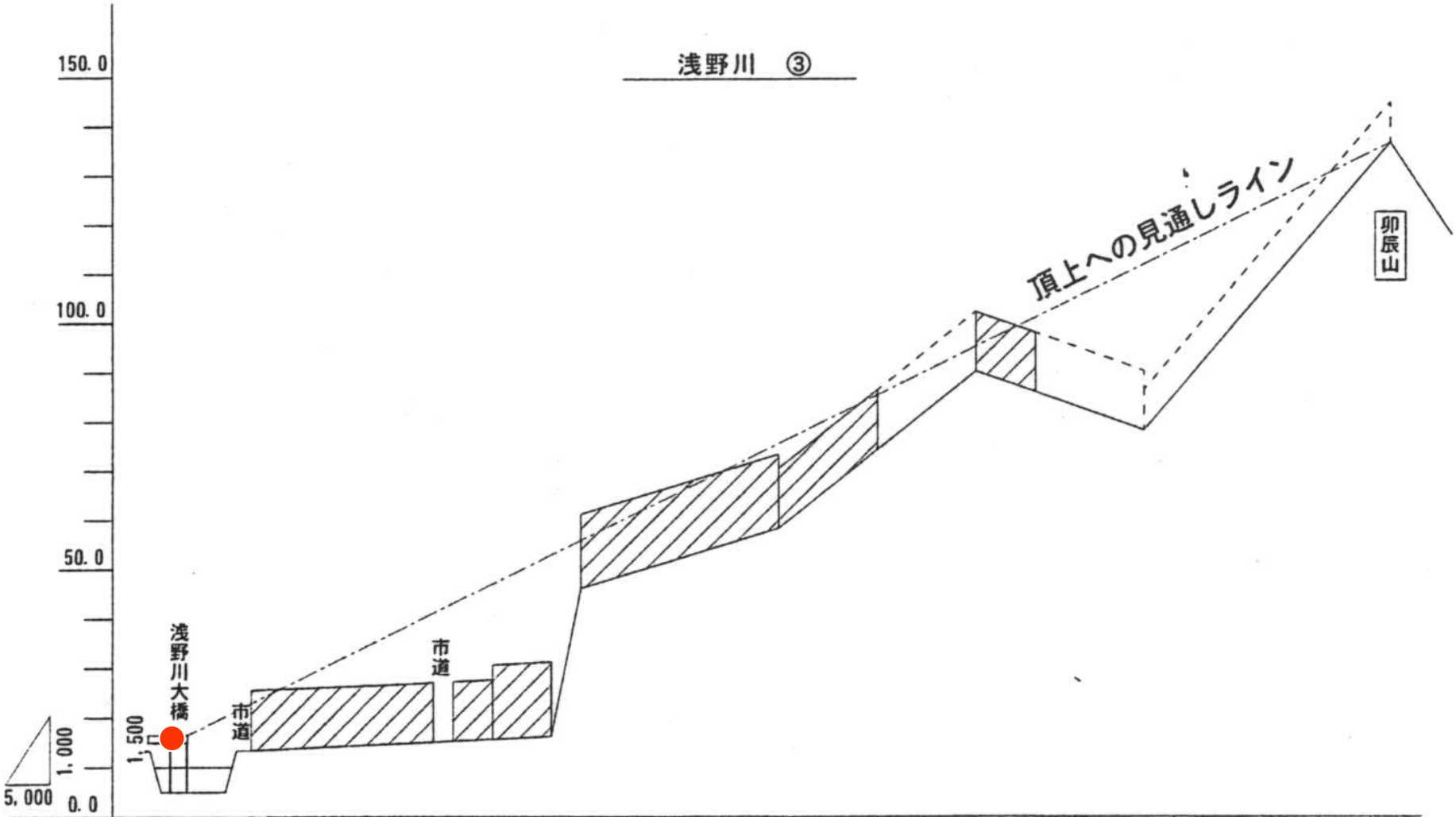

	浅野川 50,000	高さ12.0m以下 260,000	高さ15.0m以下 290,000	高さ12.0m以下 370,000	高さ8.0m以下 250,000
地盤高	15.0 +1.5 13.3	14.2	15.5 46.0	58.2 90.0	78.0 87.0 130.0 136.2
ポイント距離	0.0 50.0	200.0	310.0 400.0	600.0 800.0	970.0 1000.0 1200.0 1220.0

浅野川大橋上流側眺望景観保全区域

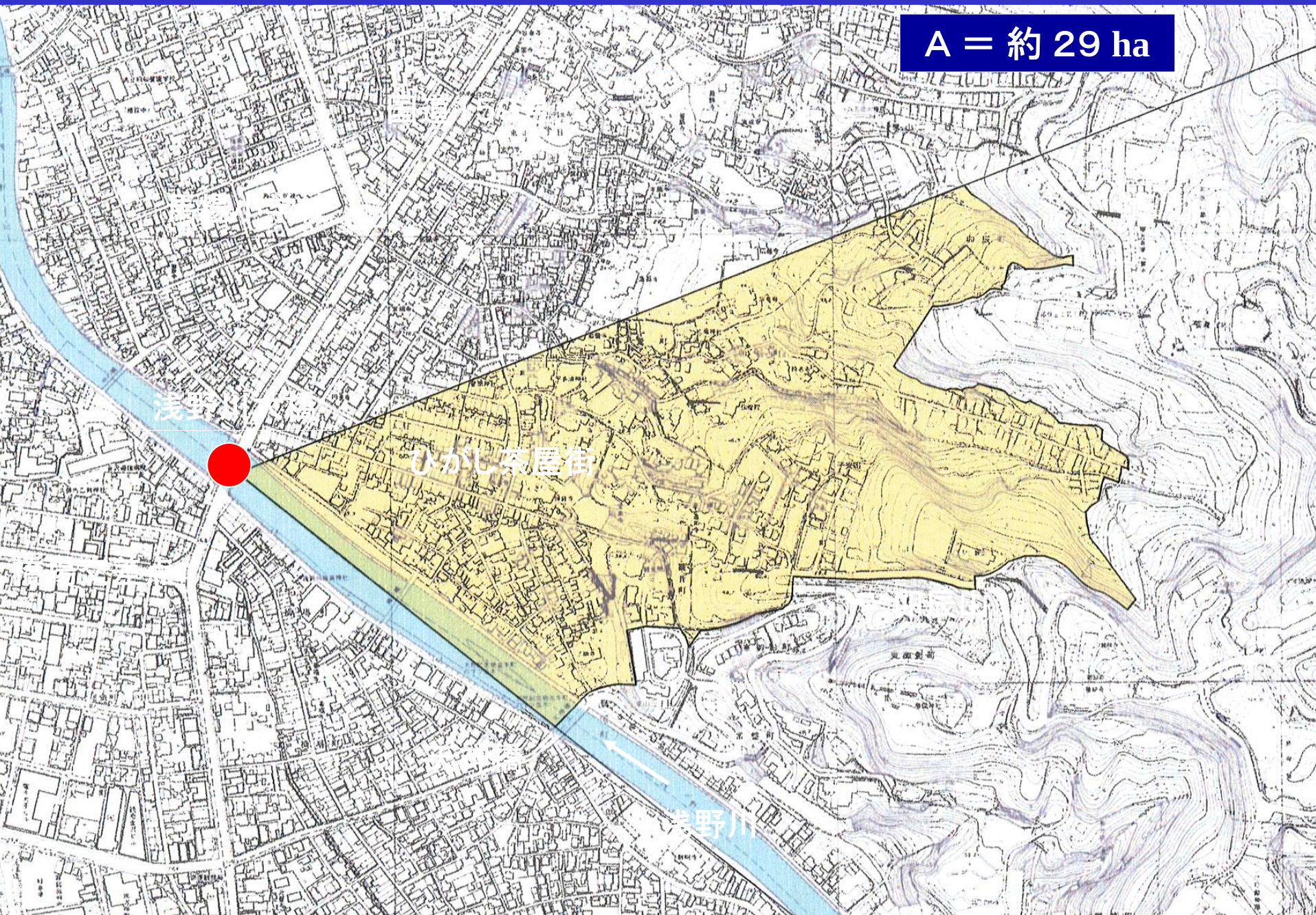

眺望景観保全基準（案）

項　　目		１　浅野川大橋上流側区域
保全方針		浅野川の清流や河畔の親水空間、緑豊かな卯辰山などの情緒ある落ち着いた景観とともに戸室山への遠望景観を保全する。
建築物等	高　さ	浅野川大橋からの卯辰山稜線への見通しを確保するように努める。
	形　態	勾配屋根を基調とし、周辺の街並みや自然環境と調和した形態とする。
	色　彩	伝統的建築物の色に準じた茶、グレーを基調とし、周辺の自然環境に融和するような色調とする。
広告物	高　さ	屋外広告物を設置する場合は、卯辰山稜線への見通しを確保するように努め、浅野川大橋から直接見えないように工夫する。
	意匠等	屋外広告物を設置する場合は、周辺の街並み及び自然環境と調和ある意匠とし、華美な広告は避ける。
設　　備		外部に露出させないよう工夫する。 露出する場合でも、浅野川大橋から直接見えないよう工夫する。
その他		浅野川大橋からの眺望をより魅力的にするため、敷地内には季節感のある樹木等での緑化に努める。

② 主　計　町

保全眺望点位置

②主計町　保全方針

主計町の伝統的街並みや浅野川大橋などの歴史的な雰囲気と、浅野川の清流や河畔、卯辰山などの自然的な要素が調和した、情緒ある落ち着いた景観を保全する。

③　東山ひがし茶屋街

保全眺望点位置

ひがし茶屋街A

（東側）

ひがし茶屋街B

（西側）

③－１　ひがし茶屋街A区域　保全方針

歴史的街並みの雰囲気

茶屋街としての歴史的街並みの背景を保全し、城下町金沢を代表する景観を育成する。

③－２　ひがし茶屋街B区域　　保全方針

卯辰山の稜線

歴史的街並みの雰囲気

茶屋街としての歴史的街並みの背景を保全し、城下町金沢を代表する景観を育成する。

④　兼六園･眺望台

保全眺望点
位置

④　兼六園･眺望台　　保全方針

名園からの緑豊かな卯辰山や市街地への良好な眺望を保全する。

事前協議の流れ

眺望景観保全区域、保全基準の確認

中高層建築物等の計画書の提出

（景観自己診断書、シミュレーション）

事前協議

通　　知

審　　議

助言・指導・勧告

改善・報告

都市景観審議会

申請・届出など必要な行為

景観シミュレーション（例）

ひがし茶屋街

兼六園眺望台から

金沢市都市景観審議会

専門部会

1 建物部会
2 保存建物部会
3 緑化推進部会
4 用水みちすじ部会
5 計画部会
6 斜面緑地保全部会
7 寺社風景保全部会

保存対象物の指定

- 指定保存建造物
  29件
- 史跡（惣構堀）1件
- 保存樹
  121本
- 保存樹林
  44カ所

金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例に基づく助成制度

＜助成制度＞

伝統的建造物修復事業
生垣整備事業
駐車場修景事業
外構修景事業
寺院土塀山門修復事業
茶屋街まちなみ修景事業　　等

建造物等への補助一覧

事　業　名	補　助　対　象		補助率・補助限度額	対象区域	根拠条例等
指定保存対象物保全事業	金沢市指定保存建造物	外観修復	70%　・　10,000千円	市内全域	金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（景観条例）
		防災構造補強	90%　・　5,000千円		
茶屋街まちなみ修景事業	地区内既存建造物の外観修景		70%　・　10,000千円	にし地区茶屋街	
	地区内新築建造物の外観修景		70%　・　2,000千円		
	格子戸修景事業		90%　・　限度額なし		
寺院等土塀山門修復事業	土塀等の修復・新設		75%　・　10,000千円	景観条例指定区域 寺社風景保全区域 三寺院群地区	
	山門の修復・新設		75%　・　7,000千円		
	石積み修復事業		75%　・　限度額なし		
	土塀山門等の簡易修繕		70%　・　500千円		
伝統的建造物修復事業	伝統的建造物認定建造物	外観修景	50%　・　1,500千円	景観条例指定区域の一部	
		防災構造補強	50%　・　2,500千円		
沿道修景事業	土塀の整備		70%　・　2,000千円	景観条例指定区域 保全用水隣接区域 斜面緑地保全区域 寺社風景保全区域 まちづくり協定区域	
	板塀・竹垣等の整備		70%　・　500千円		
	生垣の整備		90%　・　500千円		
	擁壁修景事業		90%　・　500千円		
駐車場修景事業	駐車場周囲の土塀の整備工事		70%　・　2,000千円	景観条例指定区域 西インター大通り沿線区域 保全用水隣接区域 斜面緑地保全区域 寺社風景保全区域 まちづくり協定区域	
	駐車場周囲の生垣・板塀・門扉等の整備工事		70%　・　1,000千円		
こまちなみ保存修景事業	こまちなみ保存建造物	外観修景	70%　・　5,000千円	こまちなみ保存区域	金沢市こまちなみ保存条例
		防災構造補強	90%　・　3,000千円		
	既存建造物の外観修景	修景	70%　・　3,000千円		
		新築	70%　・　2,000千円		
	格子戸修復事業		90%　・　限度額なし		
	土塀の修復・新設		70%　・　3,000千円		
	板塀・竹垣・生垣等の修復・新設		70%　・　1,000千円		
	門の修復・新設		70%　・　1,500千円		

修景補助事業の事例

（外観修景、格子戸修景）

整備前

整備後

こまちなみの保存

- 「こまちなみ」とは？

歴史的風情を残す
町並み　……「古」

ちょっとした小さい
町並み　……「小」

「こまちなみ」の考え方

① 「伝統的建造物群保存地区」ほど面的広がりや質的純粋性は持たないが、歴史的風情がある
② 十戸程度でも景観的なまとまりがある
③ 伝統的な家を大切にしながらも、住民の生活感を重視
④ 江戸・明治・大正期や質さえ良ければ現代の建物が混在しても可

- こまちなみ保存区域

  １０区域　３５．５４ha（H17.4.1現在）

- こまちなみ保存基準

  ① 一般基準

  一般の建物等の建築行為の場合

  ② 修景基準

  区域のまちなみに調和した修景の場合

  ③ 保存基準

  保存建造物の修復の場合

【武士系】

里見町区域

旧彦三一番丁･母衣町区域

水溜町区域

旧御歩町区域

【町家系　①】

旧新町区域

旧観音町区域

旧天神町区域

旧蛤坂町・泉寺町区域

【町家系　②】

金石区域

大野町区域

・こまちなみ保存委員会

委員10名
区域の指定
保存建造物の指定

・こまちなみ保存建造物

43件　（H17. 4. 1現在）

・保存契約の締結

4件　（H17. 4. 1現在）

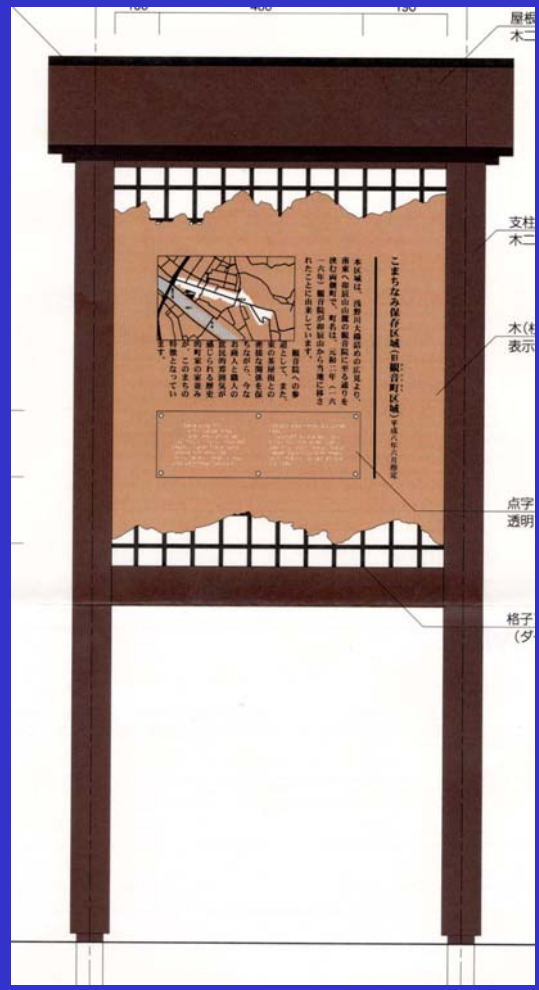

- 助成制度

設計経費	30%	限度額 30万円
建築物修景	70%	限度額200万円
保存建造物修景	70%	限度額500万円
外構修景（土塀）	70%	限度額300万円
〃（板塀･生垣）	70%	限度額100万円
〃（門）	70%	限度額150万円
格子戸修景	90%	限度額 ―
防災施設整備	90%	限度額300万円
防災構造整備	90%	限度額300万円

金沢市用水保全条例

4つの基本方針

1 用水の景観
2 開きょ化の促進
3 清流の確保
4 用水の利用

保全用水の指定

- **要件**
  - 歴史的財産として継承
  - 個性ある街並み景観を形成
  - 市民にやすらぎを与える
  - 生活文化に密着
  - 都市防災上必要

- **指定状況**

  辰巳用水、鞍月用水、
  大野庄用水、長坂用水、
  大桑用水、寺津用水、
  小坂用水など18用水

辰巳用水

（大桑町付近）

（兼六園付近）

（香林坊付近）

大野庄用水

（長町武家屋敷付近）

鞍月用水

（中央小学校付近）

用水の開渠化

鞍月用水（せせらぎ通り）

施行前

施行後

金沢市屋外広告物条例

■ 屋外広告物関連法規の沿革

昭和24年　屋外広告物法制定
昭和39年　石川県屋外広告物条例制定
平成　8年　金沢市屋外広告物条例施行

- 目的

  美観風致の維持
  公衆に対する危害の防止

- 許可制

  禁止地域（第1～6種）
  許可地域

・屋外広告物審査会
・屋外広告物審議会

金沢市屋外広告物指定区域図

禁止地域（第1～6種）

A＝　7，495ha

許可地域

A＝39，282ha

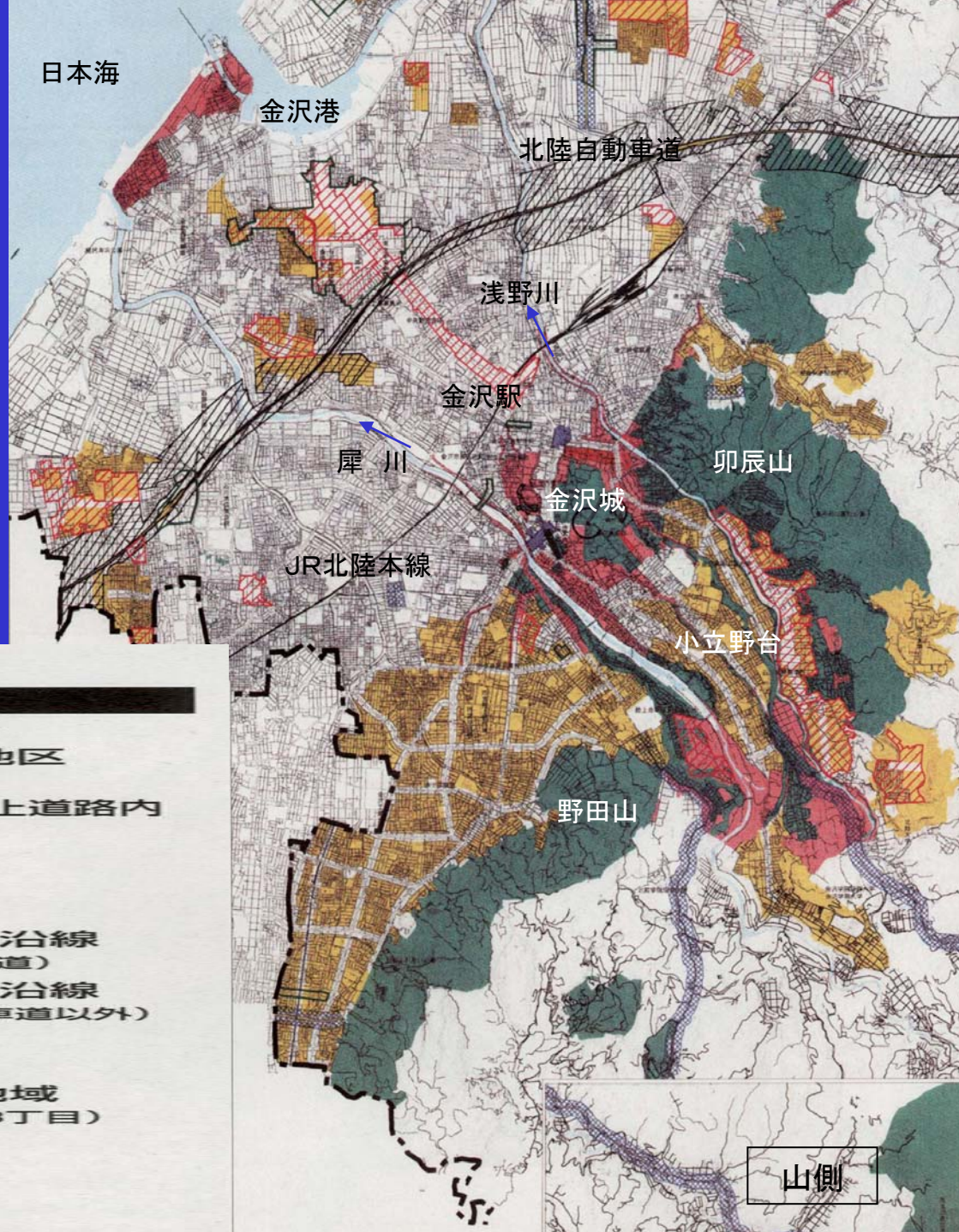

凡例

禁止地域

- 第1種 伝環（住専）・風致地区
- 第2種 住専（第1種以外）・禁止道路内
- 第3種 伝環（住居系）
- 第4種 伝環（商業系）
- 第5種 禁止道路沿線（北陸自動車道）
- 第6種 禁止道路沿線（北陸自動車道以外）
- 広告物活用地区
- 禁止物件のある地域（長町1丁目、2丁目、3丁目）
- 禁止展望地域
- 地区計画地域

屋外広告物の個別審査による色彩･デザイン誘導

金沢市斜面緑地保全条例

- 斜面緑地保全基準
- 行為の届出
  助言、指導、勧告
- 助成制度
  高木緑化　、生垣整備　、駐車場路面緑化　、
  巨木適正管理費助成　、専門家の派遣　など

斜面緑地保全区域

6区域、 約841ha

1 卯辰山丘陵
2 小立野段丘台地浅野川側
3 小立野段丘台地犀川側
4 笠舞段丘台地犀川側
5 寺町段丘台地犀川側
6 野田山丘陵

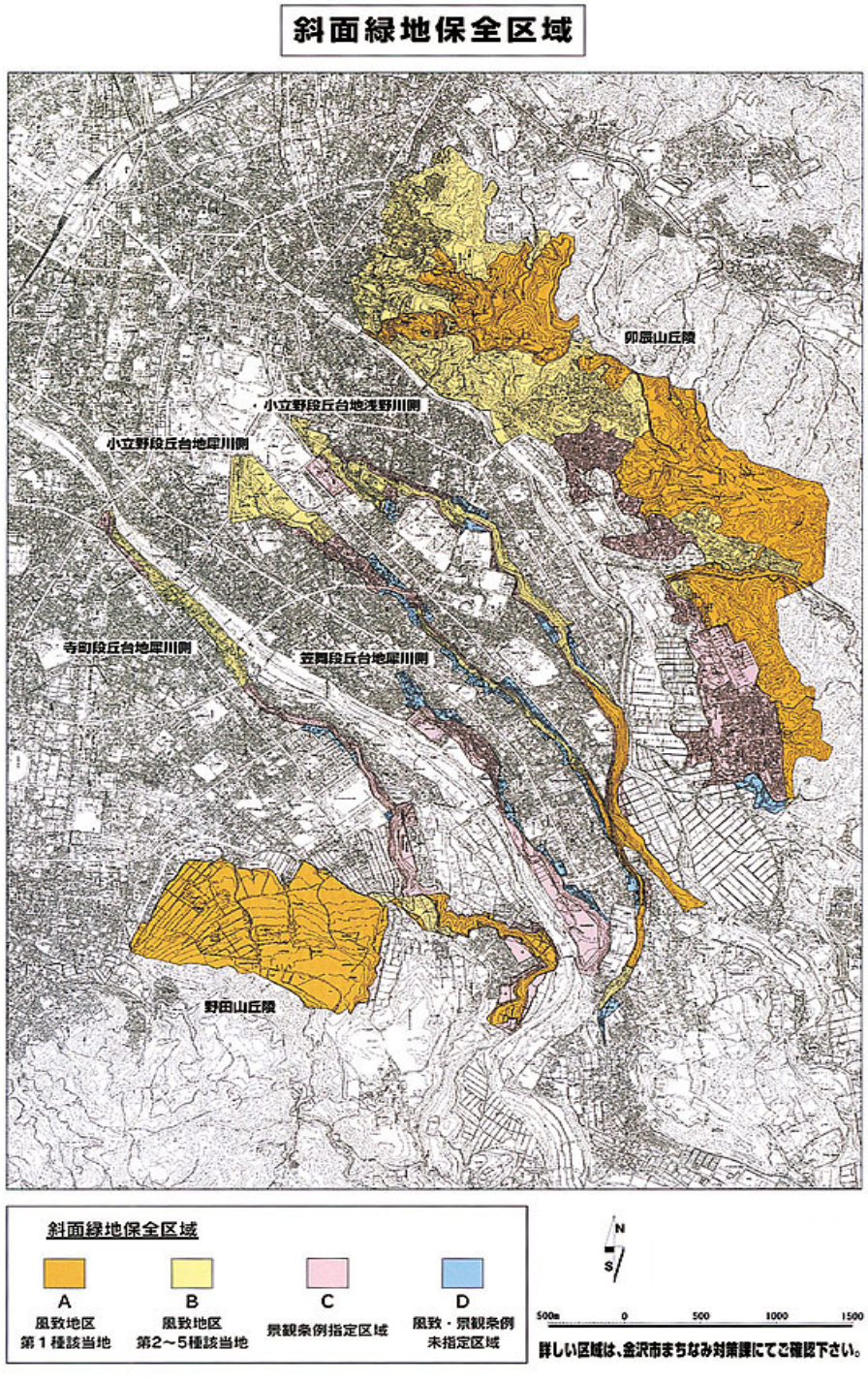

卯辰山見晴らし台より小立野台を望む

斜面緑地保全基準

- 緑地の保全
  緑被率
- 建築物等の規模、色彩
  色彩誘導

- 動植物の環境
- 都市の防災

金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例

略称：寺社風景保全条例

- 寺社風景保全基準
- 行為の届出

  助言、指導、勧告
- 寺社風景保全区域

  寺町寺院群区域　　62．8ha

  小立野寺院群区域　114．6ha

金沢の3つの寺院群

1 卯辰山山麓寺院群

2 小立野寺院群

3 寺町寺院群

小立野寺院群

寺町寺院群

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例　（2005．3）

略称:「金沢市沿道景観形成条例」

●目　的

豊かな自然や歴史的な街並みが保全され、又は新しい都市空間が創出される周辺の環境と一体となった、市民が親しみ、誇ることができる沿道景観の保全及び創出を図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資すること。

広坂通り線

金沢駅通り線

基本的な考え方

・憩いとやすらぎのある道路空間の創出
・美しい街並み景観・自然景観の形成
・地域の個性や魅力の発信
・人々の交流の促進

個別に沿道景観形成協議会

を立ち上げ

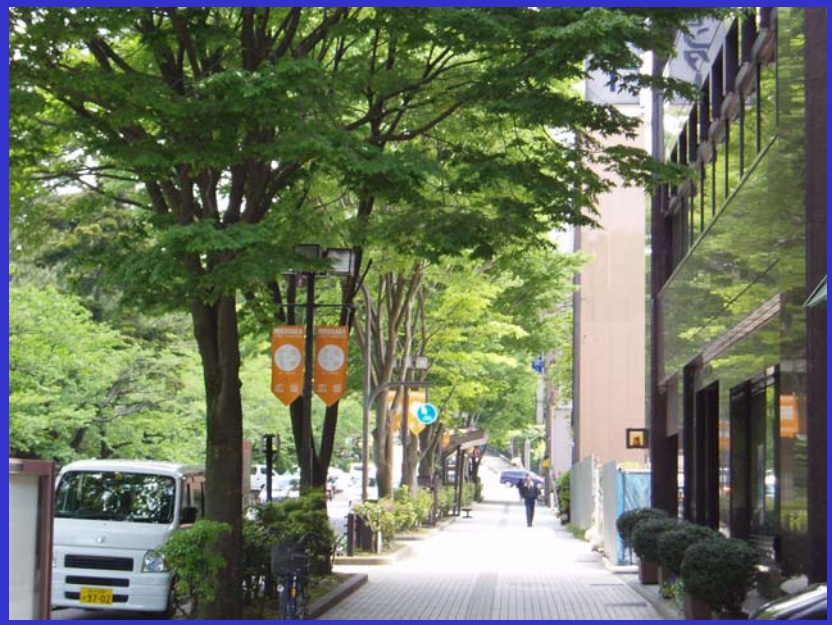

広坂通り線

金沢駅港線

金沢市における夜間景観の形成に関する条例

（2005. 9）

略称：金沢市夜間景観形成条例

●目　的

　恵まれた自然、歴史的なまちなみ、新たな都市空間などの地域の特性に応じた良好な夜間景観の形成を図り、もって本市の個性と魅力を磨き高めること。

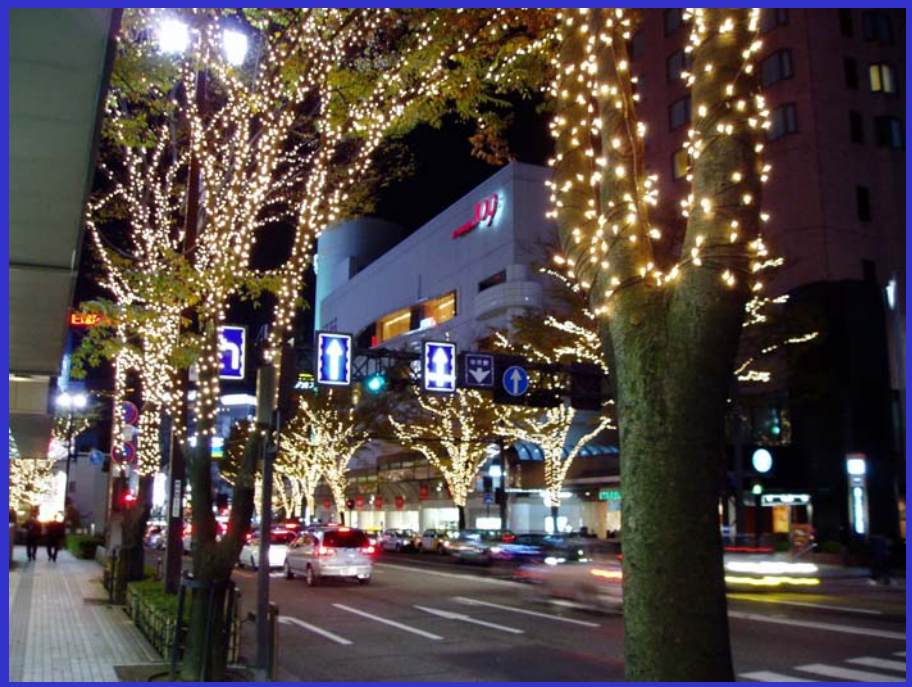

香林坊

ひがし茶屋街

基本的な考え方

・金沢の個性と魅力を高める夜間景観の形成
・環境に調和した適正な照明環境の実現
・安全・安心な暮らしのための夜間照明の確保
・地域の方向性に合わせた機能性の高い照明環境の形成
・一体感のある、計画的な夜間景観の形成

尾山神社

ひがし茶屋街

主計町

プレーゴ

概　念　図

金沢市全域

照明環境形成地域

環境保全地域、住宅環境地域、まちなか地域、
生活産業地域、生産業務地域、流通業務地域、
商業業務地域

事前協議

照明環境形成基準

（一般的な基準）

夜間景観形成区域

自然景観保全区域

歴史的景観保全区域

にぎわい景観創出区域

届出

夜間景観形成基準

（上乗せ基準）

伝統的建造物群保存地区

- 主計町伝統的建造物群保存地区
- 面積　0.6ha
- 計画決定

  H15．4．1

- 東山ひがし伝統的建造物群保存地区
- 面積　1.8ha
- 計画決定

  H13．5．1

- 重要伝統的建造物群保存地区選定

  H13．11．14

一般建造物の修景事例

修景前

修景後

風　致　地　区

- 7地区、1,950.3ha

1　卯辰山
2　浅野川
3　中央
4　小立野
5　犀川
6　南部丘陵
7　東部丘陵

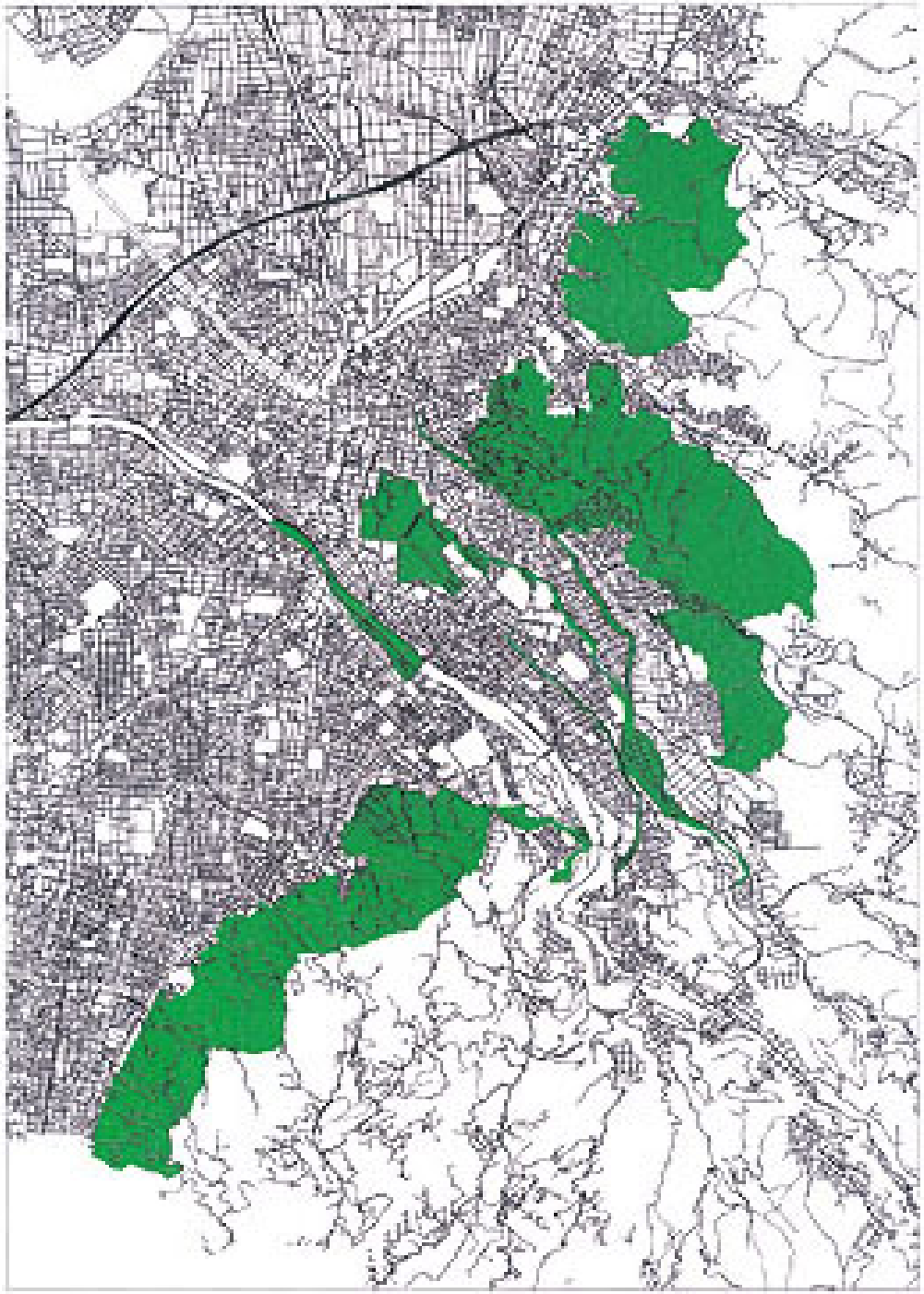

地　区　計　画

- 内容
  - 目標･方針
  - 地区整備計画
- タイプ
  - 住環境保全型
  - 新住宅地計画開発型
- 41地区
  821．8ha　（H18.1.11現在）

金沢市まちづくり条例

- 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例

  （市街化区域内）

- 金沢市における土地利用の適正化に関する条例

  （市街化区域外）

「まちづくり計画」

地区の住民の皆さんが中心となり、まちづくりの方向やルールを考える。

- その地区にふさわしい建物、道路、土地利用などの基準を決める。
- 地区の特性に応じて、自由にルールのメニューを選べる。
- 生活や歴史に結びついた比較的小規模な地区単位でつくれる。

「まちづくり協定」

- 「まちづくり計画」の実現のため、市長と「まちづくり協定」を結ぶことができる。

- 協定によって、その地区の建築等の開発行為は、計画段階で適正かどうかチェックされる。

- まちづくり協定　16地区114．9ha
  土地利用協定　4地区　174．8ha
  （平成18年1月11日現在）

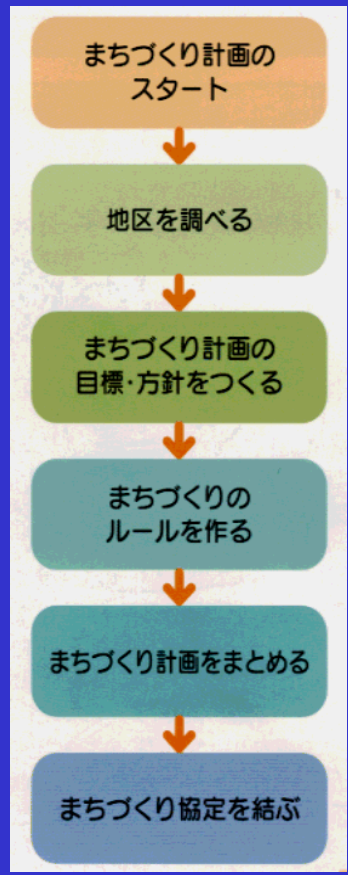

その他の施策

・公的サインの設置

素材、仕様、色彩、デザインの統一

車両系、歩行者系のマニュアル整備

・湯涌街道広告景観整備事業

沿線サインの集合化とデザインの統一

・モデル交差点修景事業

野立て広告の撤去を推進

（モデル地区3ヶ所：六枚町・新神田・森山北）

・寺院群都市会議（寺町サミット）の開催

上越市、岐阜市、高岡市、大野市、飯山市、金沢市

など

公的サインの設置

・「金沢市公的サインマニュアル」を作成し、サインの素材、仕様、色彩を含めたデザインを統一

＜歩行者系＞

＜車両系＞

＜公共施設＞

支柱　：　戸室石（金沢特産）風の人工石　または　木製

表示フレーム　：　格子状（城下町金沢のイメージ）

誘導サインの集合化

湯涌街道
（県道金沢湯涌福光線）

湯涌街道における
住民参加による景観形成

ゆずの木の植樹、ほおずきや花苗の育成

景観都市宣言

私たちのまち金沢は、恵まれた自然や地形を背景に、歴史的な街並みや、伝統にはぐくまれた文化をいまに伝え、美しく、個性豊かで魅力的なまちを形づくってきた。

私たちすべての市民は、

1. 美しい自然や風土を保全する景観づくり
1. 伝統的・文化的な資産を継承する景観づくり
1. 環境に調和した新しい都市空間を創造する景観づくり

を基本に

さらに金沢らしい都市景観を形成していくことを宣言する。

（平成4年3月23日議決）